

知財先進都市支援事業

(1) 趣旨

「知財先進都市支援事業」は、地方公共団体がその区域内の特性を生かした自主的な施策の策定・実施に対して、国は地方公共団体と相互に連携し、その連携強化に必要な施策を講ずるとする知的財産基本法第9条に基づく取組みです。

知的財産基本法（平成14年法律第122号）（抜粋）

（連携の強化）

第9条 国は、国、地方公共団体、大学等及び事業者が相互に連携を図りながら協力することにより、知的財産の創造、保護及び活用の効果的な実施が図られることにかんがみ、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(2) 知財先進都市の募集の目的

特許庁では、知的財産基本法第9条に定められた国と地方公共団体との連携の強化という考え方の下、平成20年度から「知的財産推進計画2008」に基づき、地方公共団体の知財戦略への取組みを加速化するため、意欲的な取組みを推進する都道府県及び政令指定都市との連携を行っています。（平成20年度は、愛知県、横浜市、岩手県、高知県、長崎県、熊本県の5県1政令市においてモデル事業を実施。）

「知的財産推進計画2008」（抜粋）

* 意欲的な取組みを進める地方公共団体に対する支援を強化する

意欲的な取組みを進める地方公共団体として選定された都道府県や政令指定都市に対し、「地域知的財産戦略本部」とも連携して国の支援事業を重点的に実施し、その成果については広く周知を行う。また、2008年度から、農商工連携の取組み等を行う地方公共団体も本事業の対象に加える。

これら県・政令市では、知財を活用した事業化支援や模倣品対策支援等の中小企業向け包括的な支援モデルの構築や、知財経営の実現を目指す中小企業の発掘・育成のための支援モデルの構築等、広域自治体としての面的な性質を活かした取組みを行っています。

他方、市町村に目を向けますと、首長の意欲的な取組みの下、地元ニーズを反映したユニークな取組みを行っている市町村が見受けられ、面を範囲とする広域自治体に比べ、点を範囲とする基礎自治体としてより地域に密着した取組み内容となっています。このため、意欲的な取組みを行う市町村を支援することで、点を範囲とした知財支援策の集中的かつ効率的な実施による速効性がある地域活性化が期待されます。

つきましては、都道府県及び政令指定都市の支援と同時に、これら市町村レベルの意欲的な取組みについても支援するため、提案公募による募集・選定を行い、市町村が地元のニーズに基づいて行う取組みをトータル的に支援していくこととします。

(3) 知財先進都市支援事業の実施方法

本事業の実施に当たっては、各経済産業局等特許室と市町村とが連携して実施します。具体的には、市町村が提案した事業内容について、国として支援する部分を国が実施することにより連携を図ります。